

「同居承認申請」に係る入居所得の基準

従前入居者と新たに同居承認する合計所得が表の金額を超える場合、同居承認はできません。

区分\同居後の家族数		同居承認できる年間総所得金額の上限(円)					
		単身	2人	3人	4人	5人	6人
公営住宅	一般階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
改良住宅	一般階層	1,368,000	1,748,000	2,128,000	2,508,000	2,888,000	3,268,000
	裁量階層	1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000

※現在入居している住宅が公営住宅か改良住宅か不明の場合は住宅政策課へお問い合わせください。

注1)裁量階層＝裁量世帯の所得基準

裁量世帯	入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯。 もしくは入居者又は同居者に次に掲げる方がいる世帯。 ①身体障害者(1～4級) ②精神障害者(1, 2級) ③療育手帳(最重度, 重度又は中度) ④戦傷病者(特別項症～第6項症, 第1款症) ⑤ハンセン病療養所入所者 ⑥被爆者援護法の規定による厚生労働大臣の認定者 ⑦小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯
------	--